### 条例案第1号

### 加西市議会基本条例の制定について

別紙、「加西市議会基本条例」を議決されたく、会議規則第14条の規定により提出します。

平成22年6月2日提出

# 加西市議会議長 後藤千明様

提出者	加西市議会議員	井	上	芳	弘
賛成者	<i>II</i>	井	上	智	章
"	<i>II</i>	別	府		直
IJ	<i>II</i>	丸	岡	弘	満
IJ	<i>II</i>	小	谷	安	富
IJ	<i>II</i>	繁	田		基
IJ	<i>II</i>	土	本	昌	幸
IJ	<i>II</i>	高	橋	佐代子	
"	<i>II</i>	黒	田	秀	_
"	<i>II</i>	吉	田		稔
"	<i>II</i>	森	元	清	蔵
"	<i>II</i>	三	宅	利	弘
"	<i>II</i>	高	見		忍
"	<i>II</i>	森	田	博	美
"	<i>II</i>	桜	井	光	男
"	"	Щ	下	光	昭

#### 加西市議会基本条例 (案)

目次

前文

第1章 目的(第1条)

第2章 最高規範性(第2条)

第3章 議会・議員の活動原則(第3条-第5条)

第4章 市民と議会の関係(第6条-第8条)

第5章 執行者と議会の関係(第9条-第11条)

第6章 討議の拡大 (第12条・第13条)

第7章 政務調査費(第14条)

第8章 議会及び議会事務局の体制整備(第15条-第17条)

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇 (第18条-第20条)

第10章 遵守責務と見直し手続(第21条・第22条)

附則

(前文)

加西市議会(以下「議会」という。)は、加西市民(以下「市民」という。)から選挙で選ばれた加西市議会議員(以下「議員」という。)により構成され、加西市長(以下「市長」という。)とともに加西市の代表機関として、市民の多様な意見や利益を代表する役割を担っています。

合議制の議会と独任制の市長が、それぞれの異なる特性を活かして、いかに市民の意思を 反映するかをめぐって議論を深め、協力し合うことにより、加西市としての最良の意思決定 を得ることができます。

議会は、行政への監視機能及び立法機能とともに、活発な討議により、市政の課題を明確にして、市民に公開する役割を担っています。地方分権により自治体の自主的な決定と責任が拡大する中で、議会のこの役割は更に重要になっています。

議会の使命を達成するために、日本国憲法に規定された地方自治の本旨に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)が定める概括的な規定の遵守とともに、市民の福利の向上と市民に信頼される議会を目指し、議会に関わる基本的事項について、この条例を制定するものです。

第1章 目的

(目的)

第1条 この条例は、加西市政と住民自治の進展にふさわしい、議会及び議員の活動の活性 化と充実のために、情報公開による透明性や公平・公正の確保、政策活動等への多様な市 民参加、議員間の活発な討議の展開、市長等執行機関(以下「市長等」という。)との緊 張感の保持、議員の資質の向上、議会活動を支える体制の整備等について議会運営の基本 事項を定めることにより、住民が主人公として安心して暮らせるまちづくりの推進をはか ることを目的とします。

第2章 最高規範性

(議会運営における最高規範性)

- 第2条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはなりません。
- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例とその運用等について研修を行います。

第3章 議会・議員の活動原則

(議会の活動原則)

- 第3条 議会は、主権者である市民に選ばれた合議制の代表機関であることを自覚し、公平 性、透明性を重視して、市長等の市政運営を監視します。
- 2 議会は、議員間又は市長等との活発な討議の場として機能するように努めます。
- 3 議会は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるために政策提言などのほか、県・ 国への意見書提出に努めます。
- 4 議会は、情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営について、分かりやすく説明する責任を果たします。
- 5 議会は、議会運営に関わる条例、規則、申合せ事項を継続的に見直します。
- 6 議会は、市民の傍聴、視聴の意欲を高める議会運営に努めます。
- 7 議長は、議会を公平・中立の立場で運営します。
- 8 議会は、議長及び副議長の選出にあたっては、市民に対して透明性を確保します。 (委員会の活動原則)
- **第4条** 委員会は、専門性を活かした運営を行い、審査に当たっては、委員間討議を重視し、 市民に対して分かりやすい議論に努めます。
- 2 委員会は、市民からの要請に応じ、審査の経過等を説明するとともに、市民との懇談会等を積極的に行います。
- 3 委員長は、委員長報告の作成、質疑に対する答弁に責任を持って取り組みます。

4 委員長は、委員会を公平・中立の立場で運営します。

(議員の活動原則)

- 第5条 議員は議会が討議の場であり、合議制の機関であることを十分に認識し、秩序保持 及び議員相互間の討議を尊重します。
- 2 議員は、議長又は委員長の秩序保持等、議事進行権を尊重しなければなりません。
- 3 議員は、市政の諸課題について、市民の意見を的確に把握することに努め、自己の能力 を高める不断の研さんにより、市民の代表としてふさわしい活動をします。
- 4 議員は、議会の構成員として、個別事案の解決だけでなく、市民全体の福利の向上を目指して活動します。

第4章 市民と議会の関係

(市民参加及び情報公開)

- 第6条 議会は、政務調査費や視察報告、全議案についての各議員の賛否など議会活動についての情報公開を徹底し、市民への説明責任を果たします。
- 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会を原則公開とし、本会議及び委員会のインターネット配信に努めます。
- 3 議会は、常任委員会及び特別委員会の運営にあたり、参考人制度及び公聴会制度を活用 し、市民や有識者等の意見を議会の討議に反映させるように努めます。
- 4 議会は、請願及び陳情を市民の政策提言と位置づけ、その審議及び調査にあたっては、 提出者が希望した場合は、意見を述べる機会を保障します。
- 5 議会は、委員会も含め、市民との意見交換の場を多様に設け、議会及び議員の政策立案 能力を強化するとともに、政策提案の拡大を図ります。
- 6 本会議や会期中の委員会の傍聴者に対しては、質疑及び一般質問項目や委員会審議事項 を配布します。
- 7 閉会中の委員会の傍聴者に対しては、委員会審議事項を配布します。 (議会だより、広報の充実)
- 第7条 議会は、議案に対する各議員の対応や一般質問等の内容について議会だよりで公表 します。
- 2 議会だよりの編集は、議員から選出された編集委員会が行い、その改善に努めます。
- 3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な手段を活用することにより、多くの市民が議 会及び市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。

(議会報告会)

- 第8条 議会は、議決案件の討議内容及び議決結果について、議会報告会を年2回以上開催 します。
- 2 議会報告会は、議会の結果報告だけでなく、市政全般に関する課題について市民との意 見交換を行い、議会の運営改善、政策提言に活かします。

第5章 執行者と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

- 第9条 議会審議において、議員と市長等は、緊張感の保持に努めます。
- 2 本会議における質疑、一般質問、緊急質問については、広く市政上の課題を明確にする ため、一問一答方式で行います。
- 3 議長から本会議又は委員会に出席を要請された市長等は、議員の質問に対して、議長又 は委員長の許可を得て反問することができます。
- 4 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書による質問 を行うことができます。この場合において、市長等に文書による回答を求めます。
- 5 議会は議員が行う市長等への口頭による要請に対して、両者の関係の透明性を図るため、 日時、要請内容、対応及び経過等を記録した文書の作成に努めるよう市長等に求めます。 (市長による政策等の形成過程の説明)
- 第10条 議会は、市長が提案する計画、政策、事業等について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めます。
  - (1) 政策過程の発生源
  - (2) 検討した他の政策案等の内容
  - (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
  - (4) 総合計画における位置づけ
  - (5) 関係法令、条例及び規則
  - (6) 政策の実施に係る財源措置
  - (7) 将来にわたる政策実施に係るコスト計算
  - (8) 市民参画の実施の有無及びその内容
  - (9) 政策の効果予測

(議決事項の追加)

第11条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事項は、次に掲げる事項とし、 市政全般にわたる重要な計画等について、議会が積極的に審議を行い、市民の意見を反映 することで、市政の運営に資するものとします。

- (1) 地方自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づく基本計画
- (2) 都市計画マスタープラン
- (3) 次世代育成支援行動計画
- (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (5) 障害者福祉計画

第6章 討議の拡大

(討議による議会の合意形成)

- 第12条 議会は、議員による討議の場であることを認識し、議長は、議員相互間の討議を 尊重した運営に努めます。
- 2 議会は、本会議及び委員会において議案を審議して結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を尽くして合意形成に努め、その結果について市民への説明責任を果たします。

(政策検討会)

第13条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、政策検討会を実施し、政策 提言に努めます。

第7章 政務調査費

(政務調査費の執行及び公開)

- 第14条 議員は、市政諸課題の調査、研究及び政策提言等に資するために交付される政務 調査費の執行に当たっては、加西市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年加西 市条例第15号)を遵守します。
- 2 政務調査費の執行状況については、関係書類及び報告書を常時、市民が閲覧できるようにします。

第8章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の資質及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を 図ります。

(議会事務局の体制整備)

- 第16条 議会は、議員の政策立案を補助する組織として、議会事務局の地方自治全般に関わる調査・法務機能の充実強化を進めます。
- 2 議会は、議会事務局の本条例及び関連する規則等の研修に努めます。

(議会図書室の充実、利用)

第17条 議会図書室は、図書の充実に努め、議員のみならず、市民及び市職員の利用に供 します。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

(議員の政治倫理)

- **第 18 条** 議員は、市民全体の代表者として、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければなりません。
- 2 議員の政治倫理については、加西市議会議員及び市長等の政治倫理に関する条例(平成 13年加西市条例第29号)を遵守します。

(議員定数)

- 第19条 議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用します。
- 2 改正提案については、市民の直接請求及び市長が提出する場合以外は、委員会又は議員 が、明確な理由を付して行います。
- 3 議員定数は別に条例で定めます。

(議員報酬)

- 第20条 議員報酬の改正に当たって、議員が提案する場合は、他市との比較だけではなく、 市政の現状及び課題並びに将来予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民の意見を聴 取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用します。
- 2 改正提案については、市民の直接請求及び市長が提出する場合以外は、委員会又は議員 が明確な理由を付して行います。
- 3 議員報酬は、別に条例で定めます。

第10章 遵守責務及び見直し手続

(議会及び議員の責務)

第21条 議会及び議員は、この条例の理念、目的、条項及びこれらに基づいて制定された 議会関係条例等を遵守し、その責任を果たします。

(見直し手続)

- **第22条** 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証します。
- 2 議会は、前項の検証の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じることとします。

3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の提案する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明することとします。

## 附則

この条例は、平成22年6月2日から施行します。